限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満４か月以上満24か月未満（肥育牛にあっては、満４か月以上満17か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

イ　都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、６頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体（血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節）を採材し、動物衛生研究所に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。

⑵　清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後17日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、６頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を行うための検体（血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

３　動物衛生研究所による検査

動物衛生研究所は、１の⑵及び２の⑵により都道府県から検体の送付があった場合には血清抗体検査を行い、２の⑴により都道府県から検体の送付があった場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

４　１の⑵又は２で異状又は陽性が確認された場合の対応

⑴　農林水産省は、１の⑵又は２及びこれらの後に行う３の検査の結果に基づき、第４の判定を行う。

⑵　農林水産省は、１の⑵又は２及びこれらの後に行う３の検査の結果並びに⑴において行う第４の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）の策定を行う。

５　検査員の遵守事項

１の疫学調査又は２の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

①　発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１の疫学調査及び２の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日まで短縮できるものとする。

②　車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

③　当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

④　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

⑤　立ち入った農場の家畜について１の⑵又は２で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第12　ワクチン（法第31条）

１　動物衛生研究所が製造又は保管する現行のワクチンは、生涯にわたって感染を完全に防御することができることから、極めて高い防疫効果がある。

他方で、ワクチン接種した場合、清浄国への復帰が遅れ、我が国の畜産物の輸出に影響を及ぼすおそれがある。

２　農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する。

①　通報の遅さ（病変の状態、発症畜数等）

②　感染の広がり（疫学関連家畜飼養農場数）

③　環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）

④　埋却を含めた防疫措置の進捗状況

３　農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①　実施時期

②　実施地域

③　対象家畜

④　その他必要な事項

４　都道府県は、緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。その際、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

第13　消毒薬

牛疫ウイルスは、エンベロープを有するウイルスであることから、脂溶性消毒薬（アルコール等）など多くの一般的な消毒薬が有効である。

第14　家畜の再導入

口蹄疫防疫指針第14を準用する。

第15　発生の原因究明

口蹄疫防疫指針第15を準用する。

第16　その他

口蹄疫防疫指針第16を準用する。

牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の規定に基づき、牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のとおり変更し、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年11月20日　　農林水産大臣　森山　**裕**

前文

１　牛肺疫は、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

２　牛肺疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、

①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、

②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、

③　地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、

④　国際的にも、牛肺疫の非清浄国として信用を失うおそれがある

ことから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

３　現在、主にアフリカ大陸において牛肺疫の発生が継続して確認されており、国際的な人、物の往来が増加していることから、今後、我が国に牛肺疫が侵入する可能性は否定できない。

４　このため、国民、海外旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に牛肺疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（牛、水牛及び鹿をいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

５　なお、本指針については、海外における牛肺疫の発生の状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。